

貝塚市消防長告示第3号

貝塚市火災予防条例第11条の2第1項第1号の規定に基づき、消防長が延焼を防止するための措置が講じられていると認める急速充電設備の基準を次のように定める。

令和7年2月17日

貝塚市消防長

- 1 外部から火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するため、次の条件を満たしていること。
 - (1) 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
 - (2) 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
 - (3) 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が122キログラム以下であること。
 - (4) 蓄電池が内蔵されていないこと。（主として保安のために設けるものを除く。）
 - (5) 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。